

エコアクション21

環境活動レポート

2013年度版

(対象期間:2013年4月1日から2014年3月31日)

(発行日:2014年5月16日)



東邦車輌株式会社

目次

1. 組織の概要…P3
 - 1)事業所名及び代表者名…P3
 - 2)所在地…P3
 - 3)環境保全関係の責任者及び担当者連絡先…P3
 - 4)責任及び権限…P3～4
 - 5)事業の内容…P4
 - 6)事業の規模…P4
2. 認証・登録対象範囲…P4
3. 環境方針…P4
4. 環境目標…P4
 - 1)中期環境目標…P5
 - 2)環境への負荷実績…P5～6
 - 3)環境への取組状況…P6～7
5. 環境活動計画…P7
6. 環境目標の実績とその評価…P8
7. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容…P8
8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反訴訟等の有無…P8～10
9. 代表者による全体評価と見直しの結果…P10～12
10. 社内菜園の取組み…P12
11. 横浜工場の活動…P13～P16
12. EA21拡大審査の計画…P17

1. 組織の概要

1)事業者名及び代表者名
東邦車輌株式会社
社長

辻 和弘

2)所在地
群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地

東邦車輌環境活動（EA21）組織図

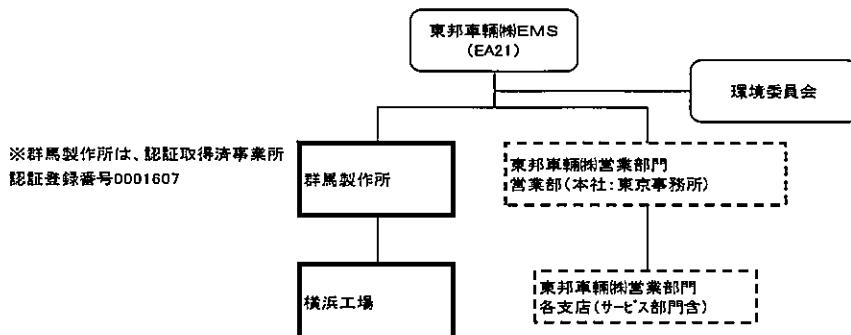


図1: 東邦車輌環境活動組織図

※点線枠内の横浜工場は、2014年度中に群馬製作所へ統合予定。営業部(本社)、営業部門(各支店)
は、4年以内に段階的な拡大審査を行う予定。詳細はP17「12.EA21拡大審査の計画」を参照。

横浜工場所在地 〒236-0043 神奈川県横浜市金沢区大川3-1
営業部門(本社)所在地 〒230-0003 神奈川県横浜市鶴見区尻手3丁目2番43号

3)環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 : 谷 長 幸 生産管理部部長
担当者 : 長嶋 隆 生産技術課課長
連絡先 : 電話 0276-99-1012 FAX 0276-99-1022

4)責任及び権限

表1: 責任及び権限

担当	責任及び権限
最高責任者（サイトの経営者）	1)環境方針の作成・周知 2)環境管理責任者の任命 3)環境マニュアルの承認 4)EMSの実施および管理に必要な資源の準備 5)製作所全体環境活動計画書の承認 6)マネジメントレビューの実施 7)環境活動レポートの承認(外部への公表の承認を含む)
管理責任者	1)EMSの構築(環境マニュアルの審査)・運用 2)製作所全体環境活動計画書の審査 3)実施状況の最高責任者への報告(マネジメントレビューへのインプット) 4)EMS教育の計画・実施責任者 5)環境活動レポートの審査

担当	責任及び権限
EMS事務局(生産技術課長)	1)環境マニュアルの作成・配付管理 2)製作所全体環境活動計画書の作成 3)環境委員会の開催 4)環境活動レポートの作成 5)製作所全体年間環境教育計画書の作成 6)環境負荷に対する教育・訓練の計画・実施 7)外部からの苦情・要望受付、処理 8)法令規制事項の取りまとめ、最新情報の入手管理 9)環境上の想定される緊急事態の取りまとめ 10)緊急連絡網の作成、維持管理 11)環境上の緊急事態への定期的訓練の計画・実施 12)化学物質の取扱いに関する管理
各チームリーダー	1)チームの環境目標を作成する(チームの環境活動計画書を含む) ※チームリーダーにはそれぞれの活動における、実行・実施の権限がある
環境委員会メンバー	1)各チームの環境活動をフォロー 2)製作所全体の環境に関する事項を討議

5)事業の内容

特装自動車の開発・設計・製造・販売・サービス
主要な製品:トレーラ、ローリ、アルミバン、飼料運搬車、吸引作業車

6)事業の規模

表2:事業の規模

活動規模	単位	2011年度	2012年度	2013年度
売上高	百万円	8,277	8,517	10,317
従業員	人	308	353	418
敷地面積	m ²	111,000	111,000	111,000
建地面積	m ²	32,220	32,220	32,220

2. 認証・登録対象範囲

認証登録対象組織 : 東邦車輛株式会社
群馬製作所:群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地
認証登録の対象活動範囲 : 特装自動車の開発・設計・製造・販売・サービス

3. 環境方針

私達は、地球環境問題を自らの課題と認識し、「特装自動車」の設計・調達・生産・販売・発送業務を通して、環境にやさしい下記の活動の実践により、社会に貢献します。

1. 環境負荷低減を目指した製品開発・環境負荷の低い製品の販売に努めます。
2. 供給者との良好な関係を保ちながらグリーン調達を推進します。
3. 環境関連の法規制および当社が合意した取り決めを遵守します。
4. 資源とエネルギーの有効利用ならびに廃棄物の削減に対する環境目標を定め、目標達成のために次の活動を行い、定期的な評価と必要な是正を行います。
 - a) 電気・燃料・水道使用量の削減
 - b) 人・生態系に有害な化学物質使用量の削減
 - c) 紙資源の有効活用と使用量の削減
 - d) 廃棄物の再資源化率向上
5. 全従業員にこの環境方針を含む環境教育を行い、環境への意識向上に努めると共に全員参加で環境改善活動を行います。

2012年4月2日 改定 東邦車輛株式会社サイト最高責任者

辻 和弘

4. 環境目標

環境への負荷状況と取組状況のチェック結果をもとに、温室効果ガス排出量、廃棄物排出量、総排水量などの削減に取組む事とした。

また、環境の取組を「企業の最も重要な戦略の一つ」と捉え、事業活動の中に明確に位置付けた。尚、環境保全の取組として、事業活動へのインプットに関する項目、事業活動からのアウトプットに関する項目、環境経営システムに関わる項目に積極的に取組む事とした。

環境負荷と環境への取組結果を踏まえ、定めた環境負荷低減の為の中期目標は次の通りである。

1) 中期環境目標

基準年:2008年度(2008年4月～2009年3月)とする。

表3:中期環境目標

アウトプット項目	2013年度目標	2014年度目標	2015年度目標
温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)(kg)/売上高(百万円)	238.3	235.9	233.5
総廃棄物排出量(kg)/売上高(百万円)	27.7	26.9	26.1
総排水量(m ³)/売上高(百万円)	2.95	2.92	2.89
機種ごと負荷物質含有部品の特定	3	3	3
機種ごと負荷含有部品の代替品調査	2	3	3
製品の研究・開発	1	1	1
環境負荷物質フリー宣言	1	1	1

二酸化炭素換算係数:0.332(kg/kWh)

2) 環境への負荷実績

環境への負荷チェック

当サイトの業務内容は、製造業で、環境負荷として主に考えられるものは、温室効果ガス排出量
総廃棄物排出量、PRTR対象物質排出・移動量及び総排水量が該当する。これらのことより環境
負荷数値として捉えたものは表4、5とのおりである。

当サイトの環境負荷の概要は、次のとおりである。

(二酸化炭素)

- ・二酸化炭素排出量の内訳は、購入電力から60%、残り40%が化石燃料(LPG、軽油等)である
- ・電力使用量の内訳は、塗装棟(倉庫含)38%、組立棟39%事務所14%その他9%である
尚、主な電力消費設備としては、コンプレッサー、塗装設備、照明、溶接機が挙げられる
- ・LPGは、主に乾燥設備燃料やフォークリフトの燃料として使用

(産業廃棄物)

- ・当サイトの主な産業廃棄物は、汚泥、廃塗料、廃油、廃シンナー、廃プラ、ガラスくず、金属くずである
- ・100%リサイクルできない産業廃棄物は、主にガラスくず、有価物取引のできない金属くずである

(化学物質)

- ・化学物質として排出している主な物質は塗料、シンナー、シール材に含有するものである

(総排水量)

主な排水は塗装前処理洗浄排水、生活排水、製品検査/検量/テスト用水である
(総排水は水使用量にて代用する)

コア指標

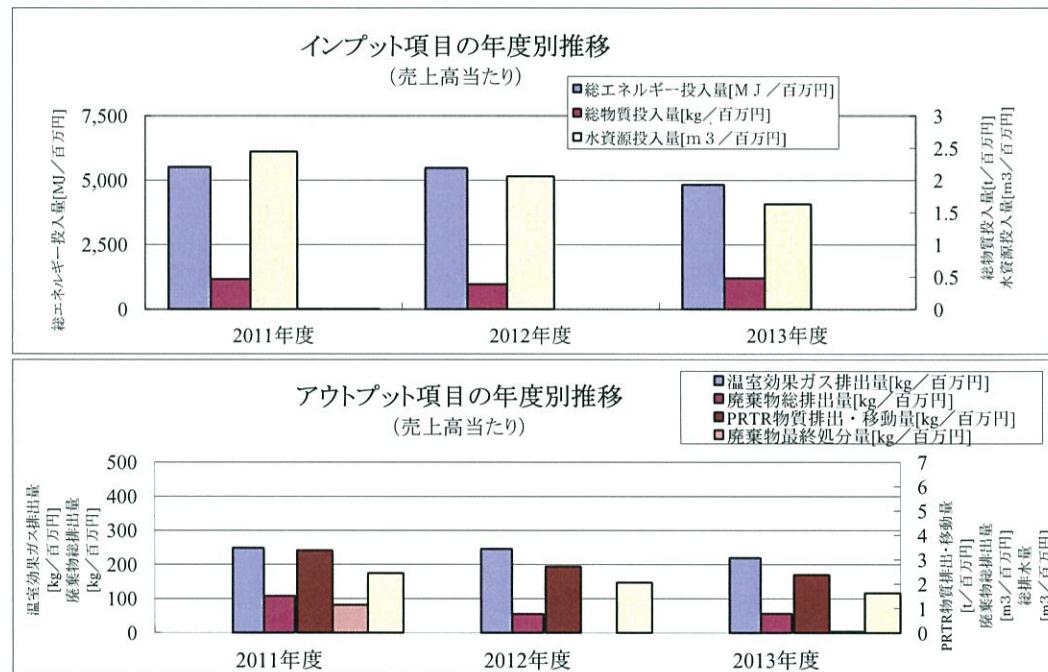
表4: インプット項目

インプット項目	単位	2011年度	2012年度	2013年度
総エネルギー投入量	MJ	45,678,682.0	46,659,338.2	49,715,786.9
売上高当たり	MJ/百万円	5,518.7	5,477.9	4,837.6
総物質投入量	t	9,649,957.7	8,281,222.0	12,374,080.7
売上高当たり	t/百万円	1,165.9	972.2	1,204.0
水資源投入量	m ³	20,237.0	17,541.0	16,743.0
売上高当たり	m ³ /百万円	2.4	2.1	1.6

表5: アウトプット項目

アウトプット項目	単位	2011年度	2012年度	2013年度
温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)	kg	2,056,260.9	2,094,732.3	2,257,559.9
売上高当たり	kg/百万円	248.5	245.9	219.7
PRTR物質排出・移動量	kg	28,004.0	22,374.7	24,512.5
売上高当たり	kg/百万円	3.4	2.6	2.4
廃棄物総排出量	kg	895,653.0	474,244.0	573,062.0
売上高当たり	kg/百万円	108.2	55.7	55.8
廃棄物最終処分量	kg	9,490.0	0.0	580.0
売上高当たり	kg/百万円	1.1	0.0	0.1
総排水量	m ³	20,237.0	17,541.0	16,743.0
売上高当たり	m ³ /百万円	2.4	2.1	1.6

二酸化炭素換算係数: 0.332(kg/kWh)



3) 環境への取組状況

環境への取組の自己チェック結果

環境省発行の「環境への取組の自己チェックリスト」を用いて環境への取組について自己チェックした結果の概要は次の通りである。

表6:環境への取組の自己チェック結果

チェック項目		結果
1. 事業活動へのインプットに関する項目	1)省エネルギー 2)省資源 3)水の効率的利用及び日常的節水 4)化学物質使用量の抑制及び管理	30/37
2. 事業活動からのアウトプットに関する項目	1)温室効果ガスの排出抑制、大気汚染の防止 2)廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理 3)排水処理 4)その他生活環境に係る保全の取組等	15/23
3. 製品及びサービスに関する項目	1)グリーン購入(環境に配慮した物品等の購入、使用等) 2)製品及びサービスにおける環境配慮	11/25
4. その他	1)生物多様性の保全と持続可能な利用の取組 2)環境コミュニケーション及び社会貢献 3)施主・事業主における建築物の増改築、解体等にあたっての環境配慮	6/15
総合結果		62/100

表の見方

100点満点を重要度に応じて配点し、複数人数でチェックした結果の平均点である。

5. 環境活動計画

当サイトの主要な環境保全に向けた具体的な取組内容を以下に示す。

1)温室効果ガス排出量削減

- ①工場棟の電力削減
- ②事務棟の電力削減
- ③フォークリフトの消費燃料の削減

2)廃棄物総排出量削減

- ①事務所棟内の紙ごみの削減
- ②廃棄物バトロールの実施

3)総排水量削減

- ①検量検定、検査工程で使用する工業用水の管理
- ②雨水利用の検討
- ③上水の使用量の削減

4)グリーン購入による化学物質の使用量の削減

- ①環境負荷物質の理解
- ②環境負荷物質含有調査
- ③車体工業会にてトレーラ機種における環境負荷物質フリー宣言の実施

5)環境配慮設計製品の開発

- ①輸送効率向上高積載ダンプトレーラ(モーターショー出展)
- ②輸送効率向上高積載タンクトレーラ(30KL)

6. 環境目標の実績とその評価

今年度の活動を環境管理責任者と環境担当事務局が環境目標の実績の評価を行った。

評価結果は次の通りである。

表7:環境目標の実績とその評価

No	推進項目	単位	今年度目標	今年度実績	評価
1	温室効果ガス排出量の削減 (売上高当たり)	kg／百万円	238.3	200.0	○
2	廃棄物総排出量の削減 (売上高当たり)	kg／百万円	27.4	26.8	○
3	総排水量の削減(水使用量) (売上高当たり)	m ³ ／百万円	2.95	1.62	○
4	機種ごと負荷物質含有部品の特定	件	3	2	×
5	機種ごと負荷含有部品の代替品調査	件	2	2	○
6	製品の研究・開発	件	1	3	○
7	環境負荷物質フリー宣言	件	1	0	×

二酸化炭素換算係数:0.332(kg／kWh)

7. 環境への取組結果、次年度の取組内容

- ・エネルギーチーム :組立棟、塗装棟の省エネ型照明への交換、照明スイッチ区画の見直し
灯油配給量の削減、構内車両のアイドリングストップ励行
- ・廃棄物削減チーム :廃棄物パトロールの実施による、分別ルールの徹底、事務棟紙ごみの分別ルールの徹底、紙ゴミの有価売却の推進
- ・水削減チーム :工業用水、上水の入水量測定による異常点検、上水蛇口元バルブの締め込みによる節水、節水を意識できる啓蒙チラシの作成
- ・製品対応チーム :環境負荷物質低減活動の啓蒙チラシの作成、PRTR法勉強会の実施とMSDSデータベースの更新、防衛省機種燃料給油車、カブラー車の環境負荷物質調査と代替品調査

次年度の取組内容

- ・工場内車両の燃料消費量調査と削減案の検討
- ・省エネルギー法の教育
- ・工場の電力使用量の削減
- ・工場内の端材管理
- ・廃棄物処理法の教育
- ・事務棟内の紙ごみ削減継続
- ・前処理薬液と処理薬液の管理による汚泥量削減案の立案と実施
- ・検量検定時における工業用水の節水管理
- ・雨水利用による工業用水使用量の削減
- ・水質防止汚濁防止法の教育
- ・環境負荷物質の含有調査
- ・環境負荷物質の削減
- ・輸送効率向上製品の販売、改良

8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規の順守状況は、14年4月にチェックリストにて確認。

その時点では環境関連法規への違反は無し。

なお、関係当局より違反等の指摘は、当サイト操業開始以来無し。

表8:環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

内 容	前年度までの結果	今年度の結果
法律違反の有無	無	無
訴訟の有無	無	無

表9:環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無の一覧

NO.	法律名	質問内容	該当の有無	遵法状況
1	公害防止組織法 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	・製造業(物品の加工業も含む)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業をおこなっているか。	有	○
		特定公害発生施設を設置している特定工場か。(一覧添付)	有	○
		公害防止統括者及び代理者を選任・届出しているか。	有	○
		公害防止管理者及び公害防止主任管理者の有資格者がいるか。 都道府県の立ち入り検査が過去にあったか。	有	○
2	循環型社会 形成推進基本法	原材料が廃棄物とならないようにしているか。	有	○
		廃棄物とせず、資源となったものをみずからのリサイクルシステムで利用しているか。	有	○
		廃棄物となったものは適切に処分しているか。	有	○
		設計や素材の成分表示などでリサイクル促進をすすめているか。	有	○
		循環資源の利用ができる場合に事業活動に際して循環的な利用をおこなっているか。	有	○
		エコ商品を使用しているか。	有	○
		循環型社会に貢献する努力をしているか。(具体的な内容を記載する。)	有	○
3	廃棄物処理法	・廃棄物を排出しているか。	有	○
		・廃棄物を排出する事業者の場合、 1. 事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任で適切に処理しているか。	有	○
		2. 事業活動によって生じた廃棄物の再利用などしているか。	有	○
		・産業廃棄物の場合、 1. 産業廃棄物の保管を適切に行っているか。	有	○
		2. 保管場所には廃棄物の種類、管理者名、連絡先などを明示した掲示板があるか。	有	○
		1. 収集運搬者、処理業者への委託が許可を受けた者であるかどうかの確認はしているか。	有	○
		2. 収集運搬者、処理業者と個別に委託契約を結んでいるか。	有	○
		3. 管理票(マニュフェスト)を交付しているか。	有	○
		・特別管理産業廃棄物について 1. 処理基準をみたしているか。	有	○
		2. 特別管理産業廃棄物排出事業場において特別管理産業廃棄物管理責任者をおいているか。(厚生省による資格)	有	○
		3. 所定事項を記述した帳簿を備えているか。5年間の保管を守っているか。	有	○
		4. 所定事項を記載した報告書を毎年5月末日までに都道府県知事に提出しているか。	有	○
		5. マニュフェストを作成しているか。	有	○
		・特定施設があり、公共用水域に水を排出しているかいかないか。	有	○
4	水質汚濁防止法	・貯油施設(重油その他政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めたもの)などを設置する事業所から事故などにより油を含んだ水を排出する事業場かどうか。	有	○
		・特定施設にかからないか。 (有害物質を含む汚水や廃液を排出する施設、その他生活環境に被害を生ずる恐れがある汚水や廃液を排出する施設で政令で定めるもの)	有	○
		・特定施設の届出(設置届、変更届)をしているか。	有	○
		・汚染状態の測定及び記録はあるか。	有	○
		・排出基準を遵守しているか。	有	○
		1. 排水基準 ⑨ 条例などはないか。基準にそっているか。	有	○
		・事故時に応急の措置を行い、届出をおこなったことがあるか。	有	○
		事故時の応急措置マニュアルを整備しているか	有	○
		公共用水域に、し尿及び雑排水を放流しているか。	有	○
		浄化槽を持っているか。	有	○
5	浄化槽法	浄化槽を工事し、保守、点検、清掃しているか。	有	○
		指定検査機関であるか。	有	○
		浄化槽の設置、構造等の変更を知事等への届出をしているか。	有	○
		指定検査期間の水質検査を受けているか。	有	○
		浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検等を行っているか。	有	○

NO.	法 律 名	質 問 内 容	該当の有無	遵 法 状 況
11	労働安全衛生法	有害物質を扱っているか。 有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質など障害予防規則、粉塵障害予防規則、電離放射障害予防規則、化学物質などの危険有害性等の表示に関する指針(MSDS)の適用にあたるか。	有	○
		有害物を取り扱い、有害な作業場において必要な措置を講じているか。	有	○
		作業主任者をおいているか。	有	○
		健康診断をしているか。	有	○
12	公害犯罪の処罰法		有	○
13	公害健康被害補償法		有	○
14	条例(群馬県)(邑楽町)	廃棄物処理法、水濁法、浄化槽法、騒音・振動規制法、大防法、悪臭防止法	有	○
15	大気汚染防止法	ばい煙をだす施設の届出(設置届・変更届)を出しているか。 揮発性有機化合物排出施設の届出(設置届・変更届)を出しているか。 測定結果に対して分析をおこなったか	有	○
16	省エネルギー法	エネルギー指定事業者に指定されているか 定期報告書、中長期計画書を提出したか エネルギー管理員又は、エネルギー管理士を選任したか エネルギー管理員選任届出書提出	有	○
17	フロン回収・破壊法	フロン回収・破壊法(エアコン・業務用冷凍機)	有	○
18	車体工業会の環境取り組み	解体マニュアルの作成および公開 環境負荷物質の使用削除	有 有	○ ○
19	新明和グループ環境保全行動指針	新明和グループ環境保全行動指針に沿った環境活動を実施しているか	有	○

9. 代表者による全体の評価と見直しの結果

1. 管理責任者から最高責任者への報告

項目	報告事項
○環境活動計画の実施及び運用結果	
・エネルギー削減チーム	・組立棟、塗装棟の省エネ型照明への交換や電力使用量の掲示 ・組立棟、塗装棟の照明区画の確認、変更検討、表示 ・灯油配給量の削減 ・LPGフォークリフト、構内車の燃費管理
・廃棄物削減チーム	・定着した廃棄物バトロールの実施により、分別ルールの徹底 ・事務棟紙ごみの分別ルールの徹底（見直しと再表示） ・紙ゴミの有価売却の推進 ・木パレットの通いパレットへの変更
・水チーム	・工業用水、上水入水量の測定における異常時の早期把握 ・上水の効果的な節水策の検討（夏の風呂停止等） ・上水蛇口元バルブの締め込みによる節水 ・油水分離槽の清掃 ・節水を意識できる啓蒙チラシの作成
・製品対応チーム	・環境負荷物質低減活動の認知度UPチラシの作成 ・PRTR法勉強会の実施とMSDSデータベースの更新 ・防衛省2機種の環境負荷物質調査と代替品調査 ・環境配慮製品の開発
○環境目標の達成状況	
・二酸化炭素排出量の削減	合計目標値に対して、17%減で目標達成。個別目標では、LPGの実績値が6%増、軽油の実績値が19%増、灯油の実績値が24%増で目標未達。
・廃棄物排出量の削減	「廃棄物総排出量の削減」の実績値が目標値の7%減で目標達成。 分別の徹底と有価売却推進活動により「紙ごみ」の実績値が目標値の50%減で目標達成。

・総排水量の削減	総排水量、工業用水、上水の単体の実績値を含め目標を達成。
・製品の対応	防衛省機種燃料給油車、カブラー車の環境負荷物質調査、代替品調査完了により2件実績計上も目標3件に1件届かず未達成。環境配慮製品の開発は、モーターショー出展用ダンプトレーラ、30kIタンクトレーラにより目標達成。また、トレーラのゴールドラベル取得準備活動を完了した。
○環境関連法規等の遵守状況	環境関連法規遵守状況チェックリスト(EA-14K-L-0001A)より、法令が遵守されていない項目はありません。
○外部からの環境に関する苦情や要望等	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間、地域周辺等からの環境に関する苦情や要望はありません。
○内部監査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムがガイドラインで規定する要求事項及び組織が定めたルールに適合している ・環境目標を概ね達成している ・未達成項目について、是正対策を来期の活動計画に組み入れて重点的に活動すること ・作成した文書は採番を行い、管理すること ・環境法令に関わる活動を増やすこと

2. 最高責任者から管理責任者への指示

項目	指示事項
○環境方針	2012年4月2日 制定より変更無し。
○環境目標	中期環境目標に沿った活動を展開すること。
○環境活動計画	チラシ・掲示板等を活用し、啓蒙活動を強化すること。 本期、未達となった活動は内容を精査し、時期計画へ盛り込むこと。
・エネルギーチーム	節電タイプの照明等、計画的に更新していくこと。 燃料使用用途を分析し削減に繋げること
・廃棄物削減チーム	コピー用紙購入量が増えてきている原因を追究し削減、歯止めを実施すること。 廃棄物バトロールを継続し、分別教育と啓蒙活動へ繋げること。
・水チーム	上水使用用途の分析と啓蒙活動を強化すること。 油水分離層の清掃継続と汚れる原因を追究し、清掃時間の低減に繋げること。
・製品対応チーム	機種毎の負荷物質含有部品調査を継続すること。 環境負荷物質フリー宣言を目標として活動すること。
○環境経営システム	環境関連法規の教育を活動計画に盛り込むこと。

10. 社内菜園の取組み

従業員一人一人の意識向上と自然に優しい企業のアピールとして、工場内敷地で、野菜を栽培し社内の納涼祭で試食をした

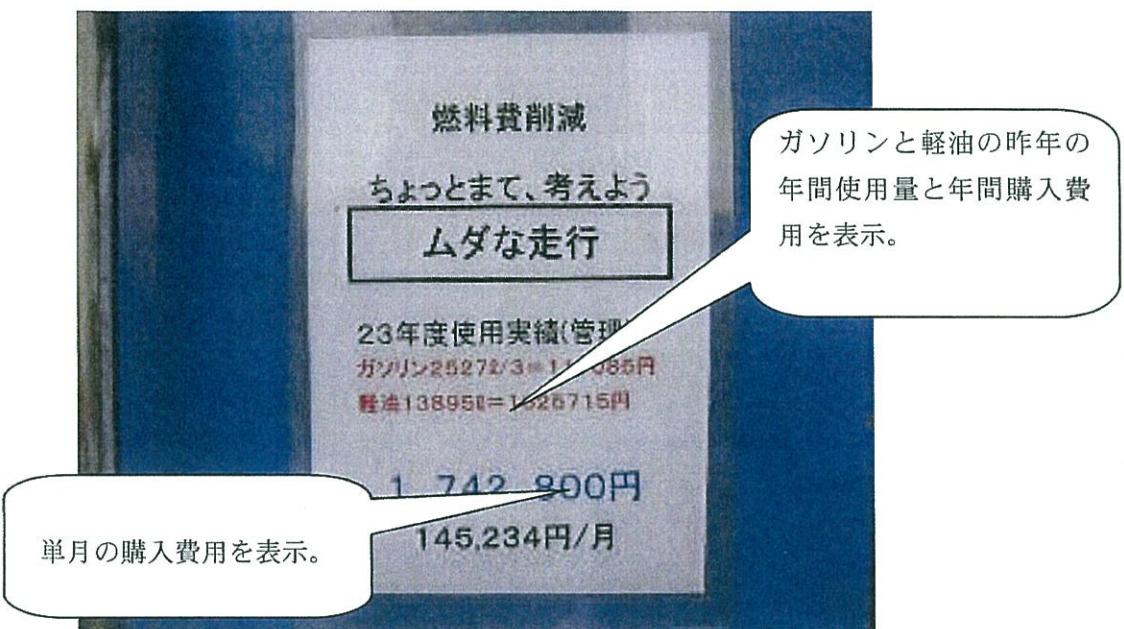
11. 横浜工場活動

横浜工場の環境活動概要

2014年3月統合の予定が、2015年3月末を目標に、完全群馬工場への統合となったため、前期に引き続き横浜工場の環境活動は、削減啓蒙活動を中心として活動を実施

<横浜工場>EA21 燃料削減ポスター掲示

フォークリフトと構内トラクターへッドの目立つ所に掲示した。



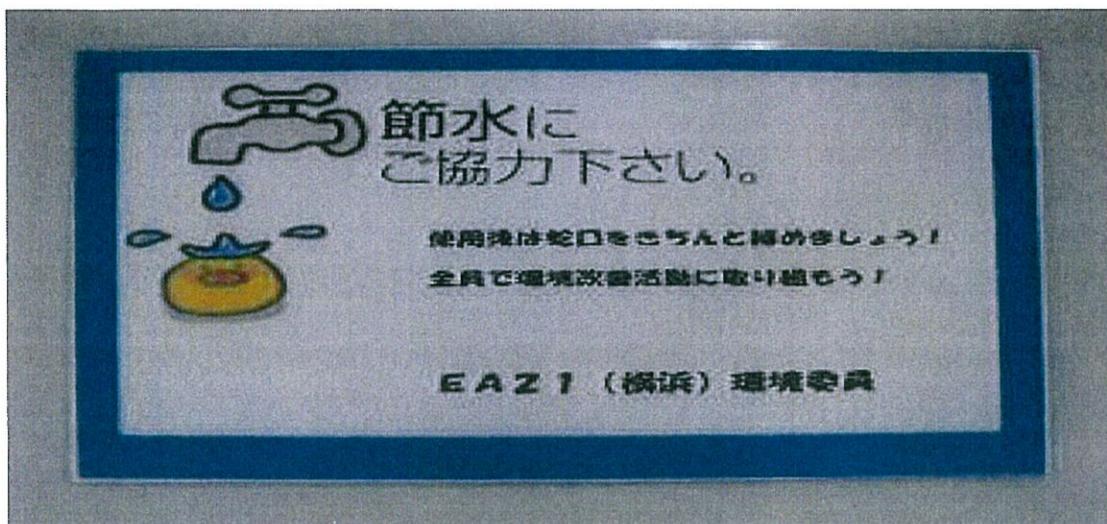
フォークリフト運転席



構内トラクターへッド運転席側ドア

<横浜工場>EA21 節水ポスター掲示

現場と事務所の水使用量の多い場所にポスターを掲示し、節水を呼び掛けた。



現場の手洗い場



事務所の手洗い場

〈横浜工場〉 構内廃棄物分別表

管理責任者 連絡番号

宅 錢三 (內線 2920)

高橋 誠 (内線 5058)

(※)の5点は「回収容器の常設」は無いが、廃棄の許可がある事を示す。

(△)の2点は「回収容器の見直し」により、2010年11月以降に撤去された事を示す。

・「EA 21 本社 横浜サブ事務局」2010年11月 作成の資料より、現状との変更点を示す。

廃 プラ 類 …… ピニール、ゴム 類、電線被覆、PP バンド’など

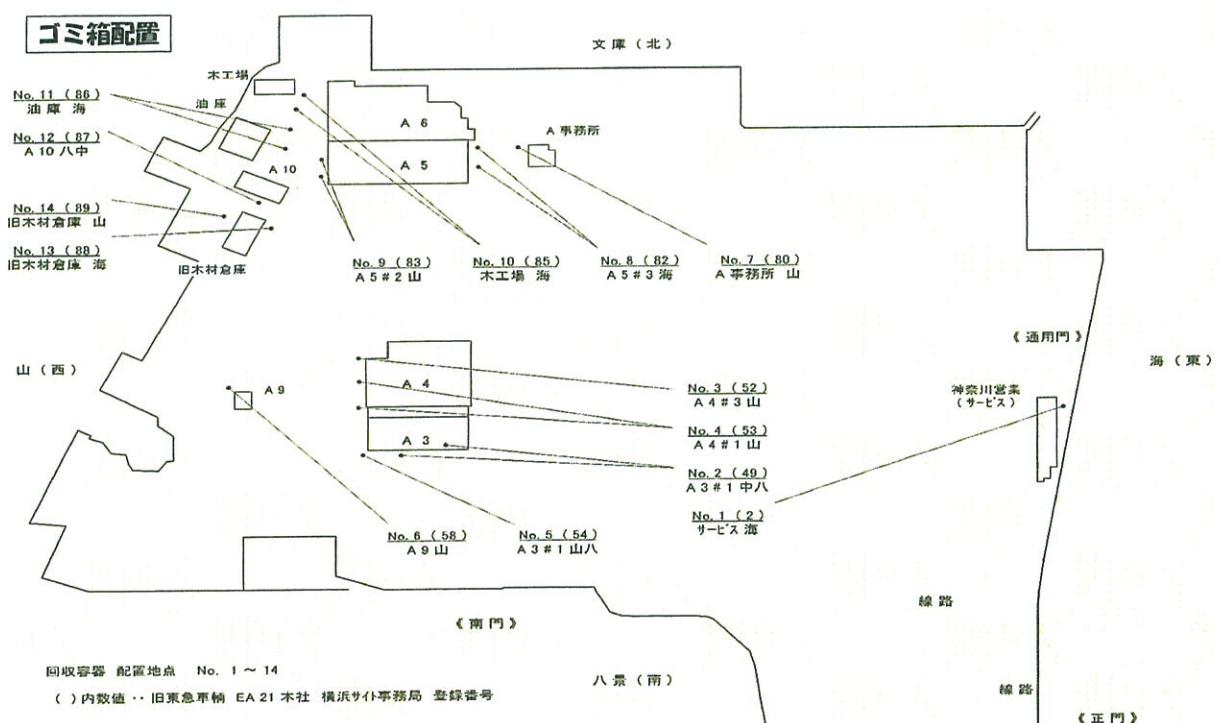
梱包木材類・梱包材、パレット、床板残材など

塵土………工場床の掃き寄せ、残渣接棒など

残 シール 簡 … シールカートリッジ 空筒

古紙類 …… コピー紙、図面、雑誌、新聞など

鉄屑類 …… SS, SUS, AL, 鋼管など（一部に分別あり）



12. EA21拡大審査の計画

